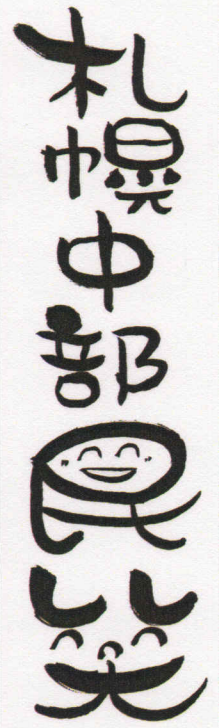


税務署交渉を行う

憲法・納税者の権利を守り 民主的な税務行政を



札幌市中央区
南1条西14丁目
TEL281-2808
FAX281-2832
Eメール
info@tyu-min.com
ホームページ
http://www.tyu-min.com



中部民商は8月に札幌市内5つの税務署と交渉を行いました(札幌中税務署との交渉は8月25日付で既報)。
交渉には、三役・常任理事が参加し「事前通知を文書で行う」「調査理由の開示」「税務運営方針の周知・徹底」「収支内訳書の提出を強要しない」事などを申し入れました。

法令・手続き等を守って進めていく

事前通知や調査理由の開示について民商側は「事前通知は文書で行い、納税者に心理的負担をかけないようにする」事を要請。調査理由についても「第72国会決議を守り、調査理由の開示を行う」よう求めました。



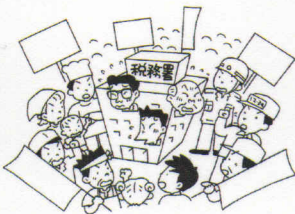
▲税務署交渉に臨む役員の皆さん

税務署側からは「(事前通知は)法令上、方法等が明記されておらず、従来通り電話での通知を行っている。心理的負担をかけるような、丁寧な説明を心掛けるよう周知していく」と回答。「(調査理由については)法律上、開示するよう明記されていないので行わない。また開示する事で適正・公正な課税に支障をきたす恐れがあるので、開示していない」と答えました。

内訳書は(添付)義務はあるが罰則なし

収支内訳書の提出については、今年送付されてきた文書で内訳書の提出を強要する文面があり、「納税者への心理的負担となる文書であり、行政手続法に基づく不利益な扱いにつながるので、削除」するよう求めました。

税務署側は「(収支内訳書)については、法律で添付義務のある書類であり、罰則がないからといって提出しなくても良いという事ではない」「(税務)調査は納税者に対しての不利益にはあたらない」と回答しました。



納税者の権利を 班・支部で学ぼう

今回の税務署交渉を通じて税務署側は「国税通則法の法令に基づく税務行政」を今以上に進めようとしている姿勢が明らかになりました。同時に法律の解釈についても、納税者の立場ではなく、税務署の立場で見えています。秋の運動では仲間をふやして、徴税攻勢に反撃する大きな民商をつくりましょう。

ぜひ班・支部でも「納税者の権利」や「国税通則法の内容」「税務署の動きを学び、自主記帳・自主計算活動を進めていく」下さい。

「税金・申告なら民商」とすべての業者に民商との出会いをつくって下さい。

「民商会費」「商工新聞代」納入のご案内

民商は会員の皆さんが納める会費と商工新聞代のみで運営しています。毎月15日までに納入をお願いしています。

合わせて会費を事務所に届けて頂くようご協力をよろしくお願い致します。

宣伝カー募金も集めていますので、引き続きご協力をよろしくお願い致します。

☆共済会:レクリエーション☆
とうや湖「中島」願かけツアー

日程: 10月5日(日) 午前8時集合
場所: 洞爺湖畔亭
内容: とうや湖「中島」探索体験・温泉・昼食(ハイキング)

定員: 50人
持ち物: 参加費(お金)・お風呂道具(タオル・着替え等)・歩きやすい服装と靴

費用: 共済加入者2,000円※6,000円のところ
(未加入者4,000円) (バス・昼食・入浴・保険料込)

※参加希望の方は、9月22日(月)までに事務所まで連絡下さい(定員になり次第締め切りますので、早めに申し込みを)

※車内での飲酒は禁止とさせていただきます。ご理解とご協力をお願いします